平成２７年（フ）第１４３号
青森県弘前市大字外崎１丁目３番地21　マイハウス102号
破産者　奈良岡ユリ子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６６号
青森県弘前市大字外崎１丁目３番地21　マイハウス102号
破産者　奈良岡勝司
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第１６７号
青森県黒石市大字元町10番地　アーバンハウス黒石Ａ棟106号
破産者　盛　　哲也
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３５号
青森県黒石市大字豊岡字豊岡28番地８
破産者　小田桐君弘
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第４８号
青森県弘前市大字小比内１丁目11番地４、旧住所三重県鈴鹿市平田１丁目９番１号　アバンハウスＢ406号
破産者　福嶋　慎也
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２７年（フ）第３３号
山形県東田川郡庄内町余目字南口27番地１
破産者　須田　恭夫
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第８５号
茨城県日立市東多賀町２丁目13番12―102号、前住所茨城県那珂市中里1401番地34
破産者　綿引　悦也
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２０号
茨城県北茨城市関本町関本中1564番地191
破産者　白井　直明
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２４号
茨城県北茨城市中郷町下桜井712番地６　レオパレスウイングＡ101、前住所茨城県北茨城市磯原町磯原1192番地１　カセイダハイツＡ―101
破産者　森谷　祐樹
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第９号
群馬県太田市八幡町23―32　208号、住民票上の住所群馬県太田市内ケ島町1490番地
破産者　家泉　　稔
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第４４号
群馬県太田市西新町91番地３　ティーハーベストＣ―103号、前住所秋田県潟上市天王字北野339番地９
破産者　畠山　俊孝
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第９５号
さいたま市見沼区東大宮７丁目72番地９　ヨコミゾマンション207、旧住所さいたま市見沼区大字南中丸510番地11　レイニオンミトミ203
破産者　矢口　典子（旧姓森田・鈴木）
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
埼玉県鴻巣市加美２丁目８番７―201号　カサマイコーポ
破産者　山崎　千春
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２６９号
さいたま市見沼区大字小深作265番地23　シャトルハヤシ102、旧住所さいたま市浦和区皇山町38番３号
破産者　小川　　香
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
さいたま市見沼区東大宮４丁目74番地５　第一大宮ハイツ102号
破産者　奥山　孝子
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１３１号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目２番16―402号
破産者　楠本　達也
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７号
神奈川県伊勢原市石田796番地の１　日神パレステージ愛甲石田フォレスト209号
破産者　シュアーデンタルこと　大川　照治
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３７号
愛知県豊橋市三本木町字三本木105番地14（101）
破産者　松下　哲也
1　決定年月日　平成28年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部